



第二次 川越市観光振興計画

— 小江戸川越再発見プラン —



川 越 市 民 憲 章

(昭和 57 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きること誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

はじめに

川越市は、埼玉県の南西部に位置し、新河岸川の舟運や川越街道を通じた江戸との交流により発展してきました。蔵造りの町並みや時の鐘などの歴史的な観光資源に恵まれ、都心からのアクセスも良いことから、毎年多くの観光客にお越しいただいております。

このような中、本市では、平成 20（2008）年に「川越市観光振興計画」を策定し、「住んでよし、訪れてよしの観光まちづくり」の基本理念の下、関係機関等と連携し、観光誘客施策や観光拠点の整備等に取り組んでまいりました。

国におきましては、観光を重要な成長分野として捉え、観光立国の実現に向け、平成 25（2013）年に、「観光立国推進閣僚会議」を立ち上げております。平成 27（2015）年には、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」を策定し、訪日外国人旅行者「2000 万人」時代に向けた受入環境の整備を急ピッチで進めるなど、インバウンド施策等に取り組んでおります。

また、平成 32（2020）年には、東京オリンピックのゴルフ競技が市内にある霞ヶ関カンツリー倶楽部で開催される予定です。東京オリンピック開催を契機に、今後、外国人観光客の増加が予想される中で、本市におきましても、受入環境の整備をはじめとしたインバウンド施策に、より重点的な取り組みが必要となります。さらに、観光客の滞在時間の延長や広域観光の推進といった課題にも、引き続き取り組んでいく必要があります。

このような中、社会経済情勢の変化や本市の観光における課題を踏まえ、「第四次川越市総合計画」における観光施策を計画的かつ具体的に推進していくために、この度「第二次川越市観光振興計画～小江戸川越再発見プラン～」を策定いたしました。

本計画に基づき、観光の振興を通じて、本市の魅力の再発見と都市ブランドの確立を推進することで、国内外における本市の認知度の向上と、市民が誇れる、魅力ある観光都市の実現に向け努力してまいりたいと考えております。今後とも皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月

川越市長 川合善明



目 次

第1章 川越市観光振興計画の目的と位置づけ	1
1-1 計画策定の目的	1
1-2 計画期間	1
1-3 計画の位置づけ	2
1-4 計画の範囲	3
第2章 川越市を取り巻く環境	4
2-1 川越市観光振興計画の評価	4
2-2 川越市の観光事業における課題	14
2-3 SWOT分析による「強み」「弱み」と観光振興の展開方法	18
第3章 川越市観光振興計画の目指す姿	20
3-1 基本理念と考え方	20
3-2 基本方針と方向性	21
第4章 川越市の観光施策	22
4-1 施策体系	22
4-2 施策内容	24
1 新たな観光を創りだそう	24
2 外国人が一人でも楽しめる川越を演出しよう	31
3 安心して観光を楽しめる環境を作ろう	35
4 市民の視点で観光まちづくりを進めよう	42
第5章 戦略的重点施策	45
5-1 戦略的重点施策の考え方	45
5-2 戦略的重点施策の方向性	46
第6章 計画の実現に向けて	51
6-1 役割分担	51
6-2 進行管理	52
第7章 資料編	55
7-1 観光を巡る現状と川越市の観光の特性	55
7-2 川越市観光振興計画の策定経過	69